



○特許審査基準改正

昨年12月11日に中国知財局が公告した改正後の特許審査基準は今年1月15日より施行される。改正のポイントは下記の通りである。

①化学分野に関する実験データの追加提出（第二部分第十章3.5）

追加可能なデータの範囲は、「出願後、出願人が特許法第23条第3項（進歩性要件）、第26条第3項（発明完成性要件）等の要求を満たすために追加提出する実験データ」と一層明確にされた。また、薬品特許出願に関する実験データの追加提出において、二つの具体的事例も記載された。

②組成物に係る請求項のタイトル記載（第二部分第十章4.2.3）

明細書には組成物の性能又は用途だけが開示された場合の請求項は、「性能限定又は用途限定タイプにしなければならない」から、「通常には性能限定又は用途限定タイプにする必要がある」と緩和された。

③化合物の新規性及び進歩性（第二部分第十章5.1及び6.1）

審査基準が一層明確化・補完された。

④生物材料保存機構（第二部分第十章9.2.1）

広東省微生物菌種保存センター（GDMCC）も保存機構として追加記載された。

⑤モノクロナール抗体に係る請求項の記載（第二部分第十章9.3.1.7）

モノクロナール抗体は、構成特徴により限定することもできると緩和された。

⑥バイオ技術に係る発明の進歩性（第二部分第十章9.4.2）

判断思考の明記、遺伝子やモノクロナール抗体等に関する判断基準の補完がされた。

○昨年中国特許査定53万件 対前年17.1%増

中国特許権利付与（査定）の内外国別では、国内440,691件（同22.1%増）、外国8,436件（同2.7%減）である。因みに、中国実用新案登録公告は2,377,223件（同50.2%増）、中国意匠登録公告は731,918件（同31.5%増）である。（発信元：中国知財局）

○訴訟案件 結合分子特許出願拒絶査定不服審判事件



外国医学機関Yが提出した「結合分子」という特許出願における拒絶査定不服審判事件である。

本願（201210057668.0）は、200580031529.9号中国出願（2005年7月22日にPCT出願し、その後中国国内段階移行されたもの）に基づいて提出された分割出願である。2015年10月8日に、中国知財局が、全請求項1～14が進歩性を有さないとして本願に対し拒絶査定を下した。

2016年1月22日に、出願人は、請求項を補正したうえで、拒絶査定不服審判請求を中国知財局復審委員会（審判委）に提出した。2017年9月5日に、審判委は、補正後の全請求項1～7が進歩性を有しないと判断したうえで、拒絶査定を維持する旨の第129924号審決を下した。これに対し、Y機関は直ちに審決取消訴訟を北京知的財産権法院（北京知財裁判所）に提起した。

2019年5月9日、北京知財裁判所は、請求項1が進歩性を有すると判断したうえで、第129924号審決を破棄する旨の判決（（2018）京73行初2154号行政判決書）を下した。

この判決に不服があるとして、中国知財局は最高人民法院（最高裁）に上訴した。

上訴段階における争点は、①引例1（W002/085945A2）に対して本発明が実際に解決しようとする技術課題は何であるか②特別な技術特徴（引例1のラクダ化VHエクソン／領域に対して、本発明のV遺伝子セグメントがヒト由来であること）は引例1から技術啓示を得ることができるかにある。

知財局は、争点①において、本発明の実際の技術課題が、「他の異種遺伝子セグメントを含む異種重鎖遺伝子座の重鎖のみ抗体の表現方法を提供する」ことにあると主張、争点②において、引例1から技術啓示を得ることができると主張した。しかし、最高裁は、争点①及び②における中国知財局の主張を詳細に分析して、強く反論した。

よって、最高裁は、2019年12月6日に、中国知財局の上訴を棄却し、北京知的財産権法院の判決を維持する旨の終審判決を下した。（参考：中国最高裁（2019）最高法知行終127号行政判決書、北京知財裁判所（2018）京73行初2154号行政判決書等）。

豆知識 特許審査段階における技術課題の再確認において



中国では、審査官は、特許審査段階で、最も近い従来の技術の確認をしたうえで、従来の技術と比較しながら、本発明が実際に解決しようとする技術課題の確認を改めて行う場合がある。（法準拠：中国特許審査基準第二部分第四章3.2.1.1）